①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法											（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施			2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容				（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）			ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
35	35	35	35	35	35	2	33	21	14	12	22	14	21	0	6	6		1	34	9	22	13	10	1	5	5
宮城県	仙台市	仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係	022-214-8861	kyo019020@city.sendai.jp	https://www.city.sendai.jp		○	○	○	○	○	○	○						○		○	○				
宮城県	石巻市	教育委員会　教育総務課	0225-95-1111	isbdedsdgn@city.ishinomaki.lg.jp	https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101000/683/683.html		○	○				○	○					○		入学通知郵送用の封筒に案内チラシを同封している。	○					
宮城県	塩竈市	教育委員会教育部学校教育課	022-365-3216	e_kyouiku@city.shiogama.miyagi.jp	https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/37/3150.html		○	○	○	○	○		○						○		○	○				
宮城県	気仙沼市	気仙沼市教育委員会学校教育課	0226-22-3441	kyogaku@kesennuma.miyagi.jp	https://www.kesennuma.miyagi.jp/kosodate/k005/030/010/010/20160904231814.html		○		○										○	・就学援助対象となる年間所得の目安額を申請書に記載している。 ・各学校において，全児童・生徒の保護者に対して申請書を配布又は申請意思の有無を確認している。	○		○			
宮城県	白石市	白石市教育委員会学校管理課	0224-22-1342	adm-edu@city.shiroishi.miyagi.jp	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/29/		○	○	○	○	○		○						○		○					
宮城県	名取市	学校教育課	022-724-7172	gakko@city.natori.miyagi.jp	https://www.city.natori.miyagi.jp/		○	○	○	○		○							○		○					
宮城県	角田市	角田市教育委員会教育総務課	0224-63-0130	kyoui@city.kakuda.lg.jp	http://www.city.kakuda.lg.jp/kyouiku/page00004.shtml		○			○	○	○							○	申請書のわかりやすい記入例を配付している。また、申請時に必要な添付書類についても写真付きにするなどし、わかりやすいよう工夫している。	○				○	未就学児対象の入学準備費の前倒し支給分については、対象児童の保護者全員に教育委員会から申請書を配付し
宮城県	多賀城市	多賀城市教育委員会事務局学校教育課	022-368-1141	gakko@city.tagajo.lg.jp	http://www.city.tagajo.miyagi.jp		○	○	○	○	○	○	○						○			○				
宮城県	岩沼市	岩沼市教育委員会学校教育課	0223-22-1111	gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp	http://www.iwanuma.miyagi.jo		○				○		○						○		○					
宮城県	登米市	登米市教育委員会教育部学校教育課	0220-34-2679	gakkoukyoiku@city.tome.miyagi.jp	http://www.city.tome.miyagi.jp/kyoiku/syuugakuenjo.html		○		○	○		○							○		○					
宮城県	栗原市	教育部学校教育課	0228-42-3512	gakkokyoiku@city.kurihara.lg.jp	https://www.kuriharacity.jp/		○	○							○	・毎年２月中旬に就学援助を受けていた保護者へ、次年度の案内及び申請書を送付 ・各学校の年度当初ＰＴＡ総会にてチラシを配布（欠席保護者へも後日配布）			○			○			○	各総合支所窓口に提出
宮城県	東松島市	教育委員会教育部　教育総務課　学務班	0225-82-1111	gakyo@city.higashimatsushima.lg.jp	https://city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/20,1020,116,html		○				○		○		○	新入学準備費の申請については、就学時健診の際に配布し、制度の説明を教育委員会が行っている。			○		○	○			○	前年度認定された方に対し、次年度の継続申請の案内と申請書を配布
宮城県	大崎市	大崎市教育委員会学校教育課	0229-72-5033	ed-gakko@city.osaki.miyagi.jp	https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/16,19743,57,html		○	○		○	○	○	○						○	就学援助対象者となる年間収入所得の目安額等を記載し，自身が就学援助対象になるのかどうか分かりやすくしている。	○					
宮城県	富谷市	教育委員会教育部学校教育課	022-358-0521	gakkoukyouiku@tomiya-city.miyagi.jp	http://www.tomiya-city.miyagi.jp/		○	○	○	○	○	○							○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。	○	○				
宮城県	蔵王町	蔵王町教育委員会教育総務課	0224-33-3008	kouikusoumu@town.zao.miyagi.jp	http://www.town.zao.miyagi.jp		○	○	○		○		○						○		○					
宮城県	七ヶ宿町	教育委員会	0224-37-2112	shichi31@town.shichikashuku.miyagi.jp	https://town.shichikashuku.miyagi.jp/		○	○					○						○				○			
宮城県	大河原町	教育総務課	0224-53-2742	gakkoukyoiku@town.ogawara.miyagi.jp	http://www.town.ogawara.miyagi.jp/		○	○	○	○	○								○				○			
宮城県	村田町	村田町教育総務課	0224-83-2037	kyoiku@town.murata.lg.jp	http://www.town.murata.miyagi.jp/index.html		○	○				○							○	就学時健康診断の際に委員会にて配布し周知を図る。	○					
宮城県	柴田町	教育総務課	0224-55-2134	education@town.shibata.miyagi.jp	https://www.town.shibata.miyagi.jp/index.cfm/76,26882,142,html		○	○					○		○	入学通知書に就学援助制度の書類を同封			○		○	○				
宮城県	川崎町	川崎町教育委員会学務課	0224-84-2111	kawasaki4@town.kawasaki.miyagi.jp	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/		○					○							○		○					
宮城県	丸森町	丸森町教育委員会　学校教育課　学校教育班	0224-72-3035	kyoiku@town.marumori.miyagi.jp	http://www.town.marumori.miyagi.jp/		○		○		○		○						○				○			
宮城県	亘理町	亘理町教育委員会　学務課	0223-34-0509	gakumu@town.watari.miyagi.jp	https://www.town.watari.miyagi.jp/	https://ja-jp.facebook.com/town.watari.miyagi				○	○	○	○						○				○			
宮城県	山元町	教育総務課	0223-37-5115	kyouiku.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp	https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/		○	○			○				○	毎年度、進級前に学校を通じて就学援助制度の書類を配布			○	目につきやすいタイトルや平易な文面の使用。学校において、転入者には、必ず就学援助制度を説明。					○	教育委員会から、学校を通じて全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布。
宮城県	松島町	松島町教育委員会　教育課　学校教育班	022-354-5713	kyouiku@town.matsushima.miyagi.jp	https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/	https://twitter.com/TownMatsushim	○	○			○		○						○		○	○				
宮城県	七ヶ浜町	教育総務課	022-357-7440	kyouiku@shichigahama.com	https://www.shichigahama.com/		○	○	○		○								○			○				
宮城県	利府町	利府町教育委員会教育総務課	022-767-2124	gakkou-kyouiku406@rifu-cho.com	http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1472717987593/html/common/5d2e7339026.		○	○			○								○		○	○				
宮城県	大和町	教育総務課	022-345-7507	gakumu@town.taiwa.miyagi.jp	http://www.taiwa-tk.ed.jp/		○				○								○		○					
宮城県	大郷町	学校教育課	022-359-5514	kyoiku@town.miyagi-osato.lg.jp	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/kyouiku/syuugakuenjo.html		○	○	○				○						○			○				
宮城県	大衡村	学校教育課	022-341-8517	kyouiku@vill.ohira.lg.jp	http://www.village.ohira.miyagi.jp/					○			○						○		○	○	○			
宮城県	色麻町	教育総務課	0229-65-2212	kyoiku@towm.shikama.miyagi.jp	http://www.town.shikama.miyagi.jp/		○				○		○						○				○			
宮城県	加美町	教育総務課	0229-69-5112	kyouikusoumu@town.kami.miyai.jp	http://www.town.kami.miyagi.jp		○	○			○	○	○						○		○					
宮城県	涌谷町	涌谷町教育委員会　教育総務課	0229-43-2140	gr-kyouiku@town.wakuya.miyagi.jp	http://www.town.wakuya.miyagi.jp		○					○	○						○	毎年、４月に全児童生徒保護者あて周知文書を配付している。			○			
宮城県	美里町	美里町教育委員会教育総務課	0229-58-0500	kyoiku@town.misato.miyagi.jp	http://www.town.misato.miyagi.jp		○				○	○	○						○	昨年度の受給者に個別に案内及び申請書等を配布するほか、児童生徒の保護者全員に案内を配布している。また、入学通知時に配布する新入学準備金の案内とともに就学援助制度を周知している。	○	○			○	昨年度の受給者には個別に案内及び申請書等を配布
宮城県	女川町	教育委員会教育総務課	0225-54-3133	kyoiku@town.onagawa.lg.jp	http://www.town.onagawa.miyagi.jp		○	○	○		○		○		○	各学校あて書面で制度を周知			○				○			
宮城県	南三陸町	南三陸町教育委員会教育総務課	0226-46-2604	kyousou@town.minamisanriku.miyagi.jp	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/		○								○	就学援助の申請のお知らせを個別で通知			○				○	○		

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，寝具等または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
35	35	30	30	22	25	26	30	7	4	19	21	7	8	8	19	9	3	14	0	7	26	0	7	3		
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			生活保護基準額に，以下の金額を加算し認定基準額を算出する。なお，最低生活費は平成25年8月1日時点の生活保護基準額と，平成30年10月の生活保護基準額とを比較し，いずれか基準額の高い方を採用している。 ・消費税の増税及び本市における消費者物価指数の動向に基づき加算 ・学校給食費および学校外活動費（「子どもの学習費調査報告書」より		15%未満	15%未満
宮城県	石巻市	○	○		○	○	○			○	○				○	○					1.3			係数が1.3倍以上1.5倍未満の場合、民生委員から調書を取り認定を行っている。	15%未満	15%未満
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○											○			1.3				25%未満	25%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		特に教育長が必要と認める者		20%未満	20%未満
宮城県	白石市																	○			1.3			基準は1.3倍未満	15%未満	15%未満
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
宮城県	角田市																○				1.2				10%未満	10%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1				10%未満	10%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3				15%未満	15%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○				○	1.3		給与収入（税引き前）	災害その他の理由により特に援助が必要と認められるもの	10%未満	10%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3				10%未満	15%未満
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○				1.3				15%未満	15%未満
宮城県	富谷市	○	○				○											○			1.2				10%未満	10%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○				○				○	○				○	1.3		特に援助が必要であると認められるもの。		15%未満	15%未満
宮城県	七ヶ宿町																○				1.3				0%	0%
宮城県	大河原町																	○			1.3				15%未満	15%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○										10%未満	15%未満
宮城県	柴田町	○	○	○		○	○			○	○				○			○			1.3				15%未満	15%未満
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.2				10%未満	15%未満
宮城県	丸森町																	○			1.2				10%未満	10%未満
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				10%未満	10%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○					1.3				15%未満	15%未満
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○						○			その他、教育長が特に必要と認める者		15%未満	15%未満
宮城県	七ヶ浜町	○	○				○																		10%未満	10%未満
宮城県	利府町	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1.3				5%未満	5%未満
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○													○			・児童扶養手当受給者（一部受給者）である者については，収入額が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる需要額（保護基準額等）の１.０倍未満である者。 ・上記の基準に準じた経済状況にあり，特に援助が必要であると認められる者。		10%未満	5%未満
宮城県	大郷町	○	○				○											○		○	1		・災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者 ・特に援助が必要であると認められる者		10%未満	10%未満
宮城県	大衡村	○	○				○											○			1				10%未満	10%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○					1.2				15%未満	15%未満
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	20%未満
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○			○	○				○										15%未満	15%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○										15%未満	15%未満
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○			○	○														15%未満	15%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○			○	○														10%未満	10%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組		就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取組いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
35	35	1	2	2	4	8	1	26	0	0	0	0	0	0	1	3	0	4	1	0	0	1	2
宮城県	仙台市		○	○	○	○	○											○					
宮城県	石巻市				○	○												○					
宮城県	塩竈市							○								○							
宮城県	気仙沼市					○																	
宮城県	白石市							○															
宮城県	名取市					○																	
宮城県	角田市					○									○								
宮城県	多賀城市	○	○		○	○													○				
宮城県	岩沼市							○														市当局において、修学旅行費用の貸付を行っている。	
宮城県	登米市							○															
宮城県	栗原市							○															
宮城県	東松島市							○															
宮城県	大崎市							○															
宮城県	富谷市							○															Ⅲ令和元年度における準要保護認定基準及び就学援助費等の変更の有無についての設問について、今後援助単価の引き上げについて、今年度補正をして対応する予定。
宮城県	蔵王町							○															
宮城県	七ヶ宿町							○										○					
宮城県	大河原町			○																			
宮城県	村田町							○															
宮城県	柴田町							○															
宮城県	川崎町							○															
宮城県	丸森町							○															
宮城県	亘理町							○															
宮城県	山元町							○															
宮城県	松島町							○															
宮城県	七ヶ浜町							○															
宮城県	利府町							○															
宮城県	大和町							○															
宮城県	大郷町					○										○							
宮城県	大衡村							○															経済的に困窮している児童生徒対象に限ってではないが，経済的負担の軽減から給食費の無償化を行っている。
宮城県	色麻町							○															
宮城県	加美町							○															
宮城県	涌谷町				○	○																	
宮城県	美里町							○								○							
宮城県	女川町							○										○					
宮城県	南三陸町							○															